

沿岸広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年4月15日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市気仙町字土手影148番1地先から竹駒町字滝の里5番1地先まで	新	A 68.5～17.0 m	m 3780.0
陸前高田市米崎町字高畑130番14地先から竹駒町字滝の里20番5地先まで		B 55.0～7.0	5924.3
陸前高田市気仙町字土手影148番1地先から竹駒町字滝の里5番1地先まで	旧	A 68.5～17.0	3780.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成23年4月15日から同年5月15日まで